

川重冷熱工業株式会社滋賀工場 本店 Tel. (077) 563-1111 <http://www.khi.co.jp/corp/kte/>

平成 24 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 川重冷熱工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大黒一豊
(JASDAQ コード番号 6414)
問 合 先 取締役企画室長 吉栖正尚
T E L (077) 563-1111

内部統制システム構築の基本方針の改定について

当社は、平成 24 年 3 月 27 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記の修正を決議いたしましたのでお知らせいたします。(変更箇所は、下線で示しております。)

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、企業活動において遵守すべき企業倫理の基本理念を制定し、その実践に当り率先垂範するものとしている。社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、全社にわたるコンプライアンス体制を構築しており、これを実効あるよう推進することにより、法令及び定款の定めを遵守している。

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たず、一切の不当な要求等に応じないことを基本方針とし、「企業倫理規則」に明記するとともに、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携をとり、担当部門を決めて会社全体として組織的に対応することとしている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行の状況を記録するため、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の保存・管理を確実に行うとともに、その他重要な職務執行に係る情報については、社内規程を制定し適切な方法により、定められた期間、保存・管理している。

また、取締役、その他の権限ある者が必要に応じてそれらの情報を閲覧できる状態を維持している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置して、リスク管理を充実させるための各種施策を審議し、リスクへの対応状況及びリスク管理の運用状況をモニタリングしている。

また、重要事項については、「決裁規則」により決裁ルールを明確にし、さらに必要により、販売、輸出、品質、会計等各分野

における詳細なルールを制定し、リスクの管理を行っている。

コンプライアンスリスクについては、社長を委員長とする「企業倫理委員会」、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反の監視及び法令遵守の徹底を図り、教育・啓蒙活動も継続して実施している。

リスクが顕在化した場合の対応としては、「危機管理規則」により緊急事態における行動指針を明らかにするとともに、各事業所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を適切に運用することとしている。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制として、「取締役会」を月 1 回定時に開催し、「取締役会規則」に則り、業務執行の決定等を行っており、「取締役会」の決定に基づく業務執行は、組織、職務、権限等の規則を制定し、効率的に行うこととしている。加えて、「役員会」、「経営会議」を置き、重要な経営事項について、経営層による適切な情報伝達と審議を行うこととしている。

また、中期経営計画及び短期経営計画に基づき各部門の目標を設定し、それにそって職務執行を効率的に行うこととしている。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が、法令及び定款を遵守し、行動できるように「企業倫理規則」を制定している。そして、その徹底を図るために委員会を設置し、実践的な活動を行っている。

一方、使用人が法令及び定款違反或いは、社会通念に反する行為を知ったときは、弁護士等を通して通報できる「内部通報・相談制度」を制定している。

また、社長直轄の内部監査部門を設置している。内部監査部門は、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対してその報告を行っている。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社と経営情報・技術・人材交流を行うなどにより、グループの一員としてグループ経営に資するとともに、当社事業目的に相応しい独自の意思決定による企業運営を行い、法令遵守、経営の透明性を確保することとしている。

また、親会社の常勤監査役と当社の常勤監査役が意見交換を行うなど、グループとしての統制確立に努めている。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしている。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の人事は、監査役の同意を必要としている。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、「監査役会」で決議された監査計画及び監査業務の分担に従い、「取締役会」のほか「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要なときは、意見を述べることができ、合わせて、必要に応じて関係資料を閲覧できることとしている。

また、「決裁規則」により重要な決裁事項に関して、監査役への報告を義務付けている。

そして、代表取締役との会合を定期的に開催し、重要課題等について意見交換を行うこととしている。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役が独立の立場で行う監査が健全で持続的な成長を担保する役割を果たすことを認識し、監査役が「監査

「監査基準」に基づいて、実効的監査を行える環境の整備に協力している。

また、監査役は、内部監査部門と緊密な連携をとり、内部監査部門が「内部監査規則」に則り実効的監査を実施できることを確保するように努めている。

一方、監査役、内部監査部門及び会計監査人は相互に連携し効果的な監査の実施を図るよう努めている。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のために、当社の内部統制統括責任者である社長の指揮の下、財務に係る内部統制システムの構築と運用を行う部門として、企画室内に内部統制推進部門を設置している。さらに社長直轄の内部監査部門が、財務に係る内部統制システムの有効性の評価を実施している。

以上